

23 盛消第13号

平成23年6月29日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷藤 裕明

東日本大震災に係る被災者・被災地への盛岡市復興支援施設の開所について（お知らせ）

平素、市政に対しまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市は東日本大震災により甚大な被害を受けました沿岸被災地の復興支援のため、ボランティア活動拠点施設及び市内避難者などへの支援を行う拠点施設を設置することとし、かねてより準備しておりましたが、この程、宮古市川井地区の旧県立宮古高校川井校に「盛岡市かわいキャンプ」を、市役所本庁舎前の農林中央金庫ビルに「もりおか復興支援センター」を次のとおり開所することとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、引き続き本市の復興推進事業に対しまして御指導と御協力をお願いいたします。

記

1 盛岡市かわいキャンプ

- (1)開所日 平成23年7月6日（水）
- (2)場 所 旧県立宮古高校川井校（宮古市川井1-60-3）
- (3)施設概要 別紙資料1のとおり

2 もりおか復興支援センター

- (1)開所日 平成23年7月11日（月）
- (2)場 所 農林中央金庫ビル（盛岡市内丸3-46）
- (3)施設概要 別紙資料2のとおり

担当：盛岡市災害対策本部復興推進部事務局

復興総括チーム 藤澤

019-651-4111（内3923）

「盛岡市かわいキャンプ」について

1 設置趣旨

次に掲げる理由から、沿岸被災地におけるボランティア活動を支援するため、ボランティア拠点施設を設置するものである。

- ・沿岸被災地においては、今後、復旧・復興に向けて、ボランティア活動に対するニーズの長期化が予想される。
- ・県市長会及び県町村会が、支援の効率化を目的に設定した「支援ブロック」では、当市の支援ブロックは宮古市、大槌町、山田町、岩泉町及び田野畑村とされているが、これらの地域では、宿泊先を確保していない個人のボランティアについては受け入れにくい状況にある。
- ・旧県立宮古高校川井校は、宮古市内へのルート（国道106号線）と大槌町へのルート（国道340号線及び県道26号線）の結節点に位置することから、ボランティアの拠点として適地である。

2 施設名称

東日本大震災盛岡市ボランティアキャンプ
「盛岡市かわいキャンプ」

3 施設概要

- (1) 所在地 宮古市川井1-60-3
- (2) 敷地 13,526.69 m²
- (3) 建物 校舎 1,118.06 m² 格技場 106.79 m²
- (4) 利用可能人数 約100人
- (5) 施設 男性用休憩室3 女性用休憩室2 ミーティングルーム1
打合せ・作業スペース3 事務室1 宿直室1 駐車場約50台
簡易シャワー数基
- (6) スタッフ 7名（ボランティアコーディネーター・宿泊受付事務等担当、夜間警備担当）
- (7) 利用料 無料

4 機能

- (1) ボランティアの休憩所
- (2) ボランティアのコーディネート、マッチング
- (3) ボランティア団体等の打合せ・作業スペース

5 運営方法

利用受付、コーディネート業務などについては、緊急雇用創出事業を活用し、(社福)盛岡市社会福祉協議会への業務委託により行う。

6 設置期間

平成23年7月6日～24年3月下旬

24年度以降の設置については、本事業を実施する中で随時沿岸被災地の復旧・復興状況やボランティアへのニーズ等を把握しながら、しかるべき時期に検討するものとする。

「もりおか復興支援センター」について

1 設置趣旨

盛岡市において生活の再建に取り組む避難者等に対し、個々の課題に即したきめ細やかな支援を行うための拠点施設を設置するものである。

2 施設名称

東日本大震災盛岡市復興支援センター
「もりおか復興支援センター」

3 施設概要

- (1) 所在地 盛岡市内丸3-46 農林中央金庫ビル
- (2) 建物床面積

1階	538.45 m ²
2階	536.76 m ²
3階	532.82 m ²
4階	532.82 m ²
5階	284.96 m ² (ただし機械室)
計	2425.81 m ² (うち有効床面積 2140.85 m ²)

4 機能

- 1階 震災に伴い盛岡市に避難または移住している被災者の交流スペース、被災者の相談窓口及び被災地等に関する情報提供スペース等
- 2階 緊急雇用創出事業により委託する予定としている、被災地復興支援事業または被災者支援事業を受託した事業者の作業スペース等
- 3階・4階 支援物資の保管スペース

5 運営方法

- 1階・2階の運営は緊急雇用創出事業を活用し、業務委託により行う。
- 3階・4階の運営は復興推進部が行う。

6 委託業務概要

(1) 避難者等生活再建支援事業

盛岡市内に避難または移住してきている被災者を対象に、面接相談及び電話相談等を行い、避難者等の課題の解決に向け、各種支援に関する情報の提供及び関係機関への紹介等により、避難者等の生活再建を支援する。

(2) 復興推進広報事業

市が実施する復興推進に係る事業及び被災地の復興状況等について、フリーペーパーの発行等により広報を行う。

(3) チャリティー公演誘致事業

盛岡市又は被災地でのチャリティーコンサートなどの公演の誘致及び企画・実施に関する業務を行い、もって、市民の被災地支援に対する意識の高揚及び被災者の元気回復を図る。

(4) 避難者等リフレッシュ事業

盛岡市内に避難又は移住してきている被災者を対象に、語らいの場の創出、各種イベントへの招待などを行い、もって、避難者等の元気の回復を図る。

7 設置期間

平成 23 年 7 月 11 日から当分の間